

使用許諾契約書

重要 — 注意してお読みください。

このAltium Limited使用許諾契約書(以下「本契約」といいます)は、お客様(個人または法人組織を意味し、以下「お客様」といいます)とAltium Limited(以下「Altium」といいます)との間に締結される法的な契約書であり、コンピュータソフトウェア、ハードウェア、ファームウェアまたはいかなる形にかかわらず、Altiumが開発し頒布する特定のコンピュータテクノロジーの使用に適用されます。許諾資料のインストール、使用、または登録する前に、本契約を注意深くお読みください。お客様は、許諾資料をインストール、使用または登録することにより、本契約第2条および4条における所有およびライセンスの許諾に関する事項、第3条におけるライセンスの権利と制限事項、第5条「秘密保持」および第8、9および10条に記載される責任の制限および否認、その他の本契約の条項に拘束されることに同意するものとします。本契約の契約条項に同意されない場合、お客様は許諾資料をインストール、または使用することはできないものとし、お客様が、購入した許諾資料をまだインストール、または使用していない場合、当該許諾資料を速やかに購入した店舗に返却していただければ、購入代金は返金いたします。

本契約に基づいて供与されたソフトウェアの全ての知的財産権はAltiumとそのサプライヤによって所有されます。上記のソフトウェアおよびハードウェアは販売されるものではなく、許諾されるものであり、本契約の条項に厳密に従うことを条件として、ソフトウェアまたはそれらに関する知的財産権をダウンロード、インストール、使用し、またはその他利用することができます。ソフトウェアに含まれ、または関連してアクセスされるその他の第三者の製品およびサービスは当該第三者の使用条件に服するものとします。

ソフトウェアは、無許可の複製を予防するために作成された製品機能およびその他の技術を含むことがあります。お客様が当該機能を無効にすること、もしくは回避することは禁じられています。当該機能に従わない場合、ソフトウェアへのアクセスができなくなる場合があります。無許可の複製についての制限を回避する目的でそのような活動を行なうと、Altiumがその時点において、またはその活動の認識の如何に拘らず、あるいは後日その活動に気がついた場合においても本契約は終了されます。かかる終了後においてもソフトウェアまたは他の許諾資料を継続して使用した場合、お客様は著作権侵害および他のクレームの責任を負わなければなりません。

第1条. 定義

本契約において、文脈により別意に解すべき場合を除き、以下の用語は以下の意味をもちます。

- Altium**とは、Altium Limitedおよびその全ての子会社(日本におけるアルティウムジャパン株式会社その他を含みます)、部門もしくは部署を意味します。
- バンドル**とは、2個以上のAltium製品が1つのパッケージとして提供される場合をいいます。製品がバンドルで提供される場合、使用および搬送において、1つの製品と見なされます。お客様は、いかなる場合においてもバンドル製品もしくはその一部をバンドル製品の使用が許諾されていないコンピュータまたはLANにインストールしてはいけません。
- 発効日**とは、関連する許諾資料に関わる本契約の期間の開始日であり、お客様が許諾資料を取得された日を意味します。
- お客様**とは、許諾資料製品を取得される個人または法人を意味します。
- Altium製品**とは、関連メディア、印刷物および電子書類を含む、本契約に付随し、または本契約に基づいて今後提供されるAltiumコンピュータソフトウェアアプリケーション(「Altiumソフトウェア製品」)、あるいはAltium NanoBoard製品(「Altiumファームウェア製品」)のようなコンピュータハードウェア、あるいはファームウェアを意味します。Altiumソフトウェア製品は、本契約下に提供されるAltiumソフトウェアアプリケーションへの追加製品の作成においてお客様が用いるためにAltiumよりお客様に提供される他のBonus Technology(下記1.6において定義されます)を含みます。またAltiumソフトウェア製品は、別途許諾契約もしくは使用条件が必要とされない限りにおいて、お客様が最初にAltium製品を取得された日の後にAltiumがお客様に提供する、ソフトウェアのアップデート、ソフトウェアのバージョンアップグレード、ソフトウェアコンフィギュレーションアップグレード、追加サポート、ウェブサービスおよび/または補遺も含みます。
- Bonus Technology**とは、お客様が本契約に基づいて既に許諾されたまたは許諾される既存のAltiumソフトウェアアプリケーションに加えてお客様に提供される追加のAltiumソフトウェア製品を意味します。全てのBonus Technologyは、当初のAltiumソフトウェア製品の一部とみなされ、本契約の全ての条件が適用されます。Bonus Technologyは、Bonus Technology品目として提供された際の当初の使用許諾と共に使用するにだけ、その使用が許されます。インストール、使用およびソフトウェア製品の転送を含む全ての制限はBonus Technologyに適用されます。いかなる場合においても、お客様はBonus TechnologyをAltiumソフトウェア製品の使用が未許諾のコンピュータまたはLANにインストールしてはいけません。
- Developer Edition**とは、お客様のAltiumソフトウェア製品への追加製品の作成を可能にするDeveloper Kitまたは他のBonus Technologyに添付されたAltiumソフトウェア製品をいいます。
- Developer Kit**とは、Altiumソフトウェア製品のDeveloper Editionの許諾時に供与されるBonus Technologyを意味します。Developer Kitはプログラマ関連ソフトウェアインターフェイス文書、ソースコードおよびRuntime Librariesを含みます。
- Runtime Libraries**とは、Developer Kitの一部として供与される、コンパイルされたソフトウェアディベロップメントライブラリファイルを意味します。
- ファームウェア**とは、お客様に許諾されたソフトウェアに関する作業を行なうために以下に提供された、Altium NanoBoard(s)などのソフトウェア要素が含まれているコンピュータハードウェアを意味します。
- 知的財産権**とは、特許権、著作権、意匠権(登録済みまたは未登録にかかわらず)、商標権、秘密情報およびその他すべての形式的知的財産権を含みます。
- コア**とは、FPGA(Field Programmable Gate Array)もしくはASIC(Application Specific Integrated Circuit)の特定の構成機能の実行のために使用するロジックまたはデータのブロックを意味します。Altium Coreはpre-synthesized EDIFの形式により供与されます。
- ライブラリ**とは、許諾資料の一部として供与される、コンパイルされたコンピュータソフトウェアディベロップメントライブラリファイルを意味します。
- 許諾資料**とは、本契約の下、お客様に供与されたコンピュータハードウェア、ファームウェアおよびソフトウェア製品を意味します(全てのBonus Technology、バンドル製品、コアおよびライブラリを含むがこれらが全てではありません)。
- 使用許諾製品**とは、お客様によってまたはお客様のために設計、製造、または販売され全てライブラリに組み入れられ、または許諾資料を使用して設計された集積回路を意味します。
- LANまたはLocal Area Network**とは、同じ場所(相互に接続されたコンピュータの一部であっても、他の場所にあるコンピュータは含まれません)に設置され、許諾資料の一部として提供されたコンピュータソフトウェアを実行可能な、相互に接続されたコンピュータを意味します。
- 許容された使用**とは、下記第2条に基づくお客様による許諾資料の使用を意味します。
- セキュリティシステム**とは、お客様が許諾された方法に従って許諾資料と共に供与されるAltiumソフトウェア製品の運用を可能にする方法、また、お客様がそれ以外の方法を用いて運用を可能にすることを防止する方法を意味します。
- 仕様**とは、Altiumが公表した許諾資料に関する仕様を意味します。

第2条. 所有およびライセンスの許諾

- 所有権**。許諾資料はお客様にその使用を許諾するものであり、販売されるものではありません。許諾資料は、Altiumおよび/またはそのライセンサの独占的財産であり、全ての関連する知的財産権および契約法によって保護されています。本ライセンスを承諾することで、お客様は許諾資料に係る全ての知的財産権は、Altiumおよび/またはそのライセンサの独占的財産であり続けることを認めるものとします。本契約は、本契約に基づきお客様に明示的に付与されるライセンスおよび権利を除いて、黙示的、禁反言的また

はその他によってお客様に対してライセンスおよび権利を付与するものではありません。ライセンスの付与条件。該当するライセンス料が支払われたとき、Altiumは、ここに非独占的で譲渡不可能なライセンスを以下の目的のため、お客様に付与します。

- 2.1. 使用承諾製品の設計、シミュレーション、完成および製造のみを目的として許諾資料を使用すること。ただし、本契約に記載される全ての作業場所および他の制限の対象となります。
- 2.2. 許諾資料から開発され、お客様の裁量でライブラリの全てもしくはいずれかの部分を組み入れた使用許諾製品を、全世界においてお客様の顧客に使用させ、販売させまたはその他頒布させること。
- 2.3. 使用の制限。本契約は、お客様がAltiumから許諾資料の許諾を得た条件に基づいて、1つの作業場所において、1台のコンピュータのみ、もしくは1つのLANに許諾資料をインストールし、使用する権利をお客様に付与します。
 - 2.3.1. いかなる場合においても、お客様は:a)お客様の関連会社、子会社もしくはその部門、または異なる場所での事業または事業の一部、または第三者に、許諾資料のいかなる部分へのアクセスもしくは使用をさせないものとし、b)お客様の他の関連会社、子会社もしくはその部門または第三者による使用の目的で、許諾資料の複製を作成しないものとし、c)無制限の数のユーザが許諾資料にアクセスし使用することを可能にするライセンスをAltiumと協定を結んでいない限り(単独のライセンスか多数の使用者を可能とするライセンスを問わず)、同時に許容された人数を超えた者のアクセスおよび使用を許可しないものとします。
 - 2.3.2. お客様が一台のコンピュータに係る許諾資料の使用を許諾された場合は、許諾された期間中いつでも、許諾資料の1部のみをインストールし使用することができます。前記の許諾資料は、お客様によってのみ使用されるものとします。ただし、お客様が1台のコンピュータに係る許諾資料の使用を許諾された場合は、a)本契約において付与された使用許諾に関連し、それに準拠する使用のみのために、当該コピーがオリジナルコピーと同時に使用されない場合に限って、自宅のコンピュータに許諾資料の2部目をインストールできるものとし、b)その他の者による使用または保有以外の理由によって許諾資料のオリジナルコピーが紛失、破壊またはその他使用できない場合においてのみ、お客様は本ライセンスのバックアップ、保管用コピーを作成できるものとします。
 - 2.3.3. お客様がローカルエリアネットワークにおける許諾資料の使用を許諾された場合は、本契約に基づいて、Altiumからのライセンスによって許容される範囲内では、お客様が採用した従業員もしくは受託業者が(そのような契約者が適切な書式の秘密保持協定を結んだ場合に限り)同時に許諾資料を使用できます。許諾資料へのアクセスおよび/または使用が許される人数は、お客様に許諾された人数を超えてはならないものとします。お客様は、許諾された人数を超えて使用を許すかその他の態様によるかを問わず、本契約下で許諾された範囲を超える利用は、本契約に違反するものであり、国内および国際的な著作権および特許権に係る法律に違反することを理解し同意するものとします。許諾された人数を超えた人が同じ許諾資料を使用したり、許諾資料を使用するライセンス下で許諾されていない人が使用した場合、Altiumがその時点において、またはその活動の認識の如何に拘らず、あるいは後日その活動に気がついた場合においても本契約は終了されます。かかる終了後においてもソフトウェアまたは他の許諾資料を継続して使用した場合、お客様は著作権侵害および他のクレームの責任を負わなければなりません。
 - 2.3.4. お客様は、適正な市場価格に基づく追加ライセンス料金をAltiumに支払うことにより、許諾資料を同時に使用できる人数を追加することができます。ただし、お客様による支払いが行われる前に上記によって追加される者が許諾資料へアクセスし、または使用することはできません。追加された人による許諾資料の使用は、追加された人が当事者間の初期の合意の日付から同じ許諾資料を使用することが許諾されていたかのように、本契約期間の条項によって管理されます。お客様が本契約の条項に違反した場合、本契約によって付与されるライセンスは、Altiumの更なる措置なしに、お客様が当該終了を受け入れるか否かを問わず、自動的に終了するものとします。Altiumが違反を知り得ない場合において、お客様は、違反は存在しない、あるいはAltiumが違反を黙許したと主張することはできません。

第3条. 他の使用制限、開示; 第三者のライセンスの権利

- 3.1. ライセンスであり販売ではないこと。許諾資料はお客様のみに許諾されるものであり、販売されるものではありません。
- 3.2. 譲渡および共有の禁止。お客様は、Altiumの事前の書面による承諾なしに、許諾資料またはそのいかなる部分をも開示、移転、譲渡、公表、頒布、サービス機関への提供、賃貸、リースまたはその他の方法により他の者が利用することを可能にしてはならないものとします。ただし、お客様が、その一部としてAltiumが供与するライブラリを使用許諾資料に組み入れることは許容されるものとします。
- 3.3. リバースエンジニアリングの禁止。お客様は、いかなる場合においても、許諾資料またはそのいかなる部分についても、無許諾の複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、変更もしくはその他の方法による人間が読可能な形態への変換を行ってはならず、または人間が読可能な形態で許諾資料のいかなる形態をも第三者に開示してはならないものとします。お客様は、ソフトウェア製品に付属のAltiumセキュリティシステムが提供する様々な使用規制を回避する目的で、許諾資料と共に提供されるAltiumソフトウェア製品を変更してはならないものとします。
- 3.4. 開示の制限。Altiumの書面による事前の許可なしに、関連会社、子会社または部門を含むがこれらに限定されない他の者に提供、開示またはその他の方法によって利用可能にしてはならないものとします。ただし、お客様は、専ら使用許諾製品を製造に

使用するために、かかる事前の承諾なしに、デバイスプログラミングファイル、すなわちビットストリームファイルまたはPROMファイルを供与できるものとします。許諾資料のインストール、インプリメンテーションあるいは他の使用に関してお客様を支援する契約者雇用されたり従事している場合は、お客様は、その契約者がAltiumの直接の競合他社によって雇用されたり従事していないことを確認しなければなりません。その契約者が雇用されたり従事している場合は、いかなる場合でも許諾資料にふれられてはいけません。その契約者がAltiumの直接の競合他社によって雇用されたり従事していない場合は、本契約の機密保持や他の条項で許諾資料を保護する適切な機密保持協定が契約を結ばなければならないものとします。

- 3.5. 第三者のライセンス。本契約に基づいて付与される許諾権利はAltiumによって、もしくはそのためにのみ開発された許諾資料に係るものです。お客様は、許諾資料が第三者に帰属するコンピュータソフトウェアおよび知的財産権を含むこと、およびかかる第三者のコンピュータソフトウェアおよび知的財産権に対する許諾が開発目的の使用のみを対象にすることを理解し、同意するものとします。お客様がかかる第三者のコンピュータソフトウェアまたは知的財産を組み入れた、またはそれらに基づき商業製品の頒布を希望する場合に、かかる第三者のコンピュータソフトウェアまたは知的財産に頒布してお客様が取得しなければならない第三者のライセンス(もしあれば)が何であるかを決定することは、お客様の義務および責任であり、いかなる場合においてもAltiumの義務または責任ではないことをお客様は理解し同意するものとします。お客様は、かかる必要な第三者ライセンスを取得し、または適切に維持することができなかったことにかんする状態によるにせよ関連する、弁護士費用および専門家の費用を含むがそれらに限られずすべての責任について、Altium並びにAltiumの役員、取締役、従業員、子会社、関連会社および販売業者に対して、完全に賠償し、免責することを承諾するものとします。
- 3.6. アプリケーションの制限。許諾資料は、兵器、兵器システム、核施設、大量輸送、航空、生命維持のコンピュータまたは設備(蘇生設備および外科的移植を含みます)、公害制御、危険物管理または使用許諾製品の不作為が身体損傷または生命侵害が生じるかも知れない状況を引き起こす可能性があるその他あらゆる使用を意図し、または関連したシステムの一部としての使用のために設計され、それらを意図しまたは認容されたものではありません。本契約の自動解除に至るような行為に加え、Altiumがかかる行為をその時点で認識していたか否かに関わらず、お客様がこのような意図されていないまたは承認されていない適用のために使用許諾製品を提供した場合、たとえ当該請求において許諾資料の設計に関してAltiumに過失があったという主張があっても、お客様は、かかる意図されていないまたは承認されていない使用に付随する人身傷害、生命侵害またはその他の損害に関する請求から直接的もしくは間接的に生じる全てのクレーム、経費、損害、費用および合理的な弁護士または専門家の費用について、Altium並びにその役員、従業員、子会社、関連会社および販売業者に対して賠償し、完全に免責するものとします。
- 3.7. コンプライアンスの証明。本契約の期間中、Altiumは、お客様がAltiumの書面による要請を受領後30日以内に、許諾資料の使用において本契約の条件を完全に遵守していることを証明する書類および証明書を提出するよう求めることができるものとします。

第4条. 知的財産権

お客様は、許諾資料における全ての知的財産権は依然としてAltiumまたは(もしあれば)ライセンスの独占的な財産であることを認めるものとします。本契約は、Altiumの下にお客様に明示的に付与された許諾および権利を除いて、黙示的、禁反言的またはその他によって、お客様に対してライセンスもしくは他の権利を付与するものと解釈されないものとします。

第5条. 機密保持

お客様は、本契約の下にAltiumがお客様に供与する許諾資料および全てのその他の情報はお客様によって機密を保持され、本契約により許される場合を除き、開示されないことを認め、同意するものとします。お客様は、許諾資料はAltiumおよび/または第三者の営業秘密および財産性のある情報であることを認め、同意するものとします。お客様は、お客様の従業員またはAltiumの許諾資料に関する知的財産権を保護するに足りる守秘契約をお客様と締結したコンサルタント/独立した請負業者への当該情報を開示することに同意するものとします。またお客様は、Altiumの許諾資料の機密を保護し、同種資料に関して半導体業界において一般的な保護基準を下回らない、十分な対策を講じることに同意するものとします。

第6条. オンラインサービス

- 6.1. オンラインサービスの利用。許諾資料は、Altiumまたは物品または役務を提供する他の者が維持するウェブサイトへのお客様のアクセス(本条において「オンラインサービス」といいます)に依拠しまたは利用促進がなされるものとします。お客様のウェブサイトまたはオンラインサービスへのアクセスおよび使用は、当該ウェブサイトまたはオンラインサービスに記載された条件および免責条項に完全に準拠するものとします。Altiumは、その単独の裁量によって、あらゆるウェブサイトまたはオンラインサービスをいつでも廃止、変更または修正することができるものとします。
- 6.2. 第三者オンラインサービスプロバイダーとの非接続。Altiumは、第三者のウェブサイトまたはオンラインサービスを管理、奨励せず、それらに関する責任を負いません。これは、たとえ自社のウェブサイト上にかかるウェブサイトへの参照もしくはリンクを含めても適用されるものとします。引渡および支払条件を含むがこれらに限定されない、当該ウェブサイトまたはオンラインサービスへのアクセスまたは使用に関するお客様と第三者とのあらゆるコミュニケーションもしくはその他の取引は、お客様と当該第三者との間でのみなされるものとします。
- 6.3. お客様のリスク。署名された別段の書面による契約書においてAltiumによって明示的に同意された場合を除き、お客様は、ウェブサイトまたはオンラインサービスへのアクセスまたは使用は全てお客様自身のリスクによって行われるものであり、下記第9条および10条に記載される制限の対象となることを承認し同意するものとします。

第7条. 期間: 終了

本契約は、発効日に開始し、以下の期間効力を維持するものとします。(a)お客様が、期限付きで許諾資料を許諾された期間、ないしは(b)お客様が永久的に許諾資料を許諾された場合は、終了するまで。お客様は許諾資料およびその全てのコピーを破壊することによって本契約を終了できません。お客様が本契約の規定のいずれかに違反した場合、本契約は、Altiumによる通知がなくとも、またお客様が許諾資料を期限付きで、あるいは永久的に許諾されたかに関わらず、直ちに終了するものとします。ただし、かかる終了の前に発生していた支払債務は期限が到来した、直ちに履行すべきものとします。本契約の終了時に、(i)本契約において明示的に別票に記載がなされている場合を除き、本契約の下に付与された許諾、権利および約束並びに契約の下に課された義務は終了するものとし、お客様は全てのコピーおよび関連する書類を含む許諾資料を破壊するものとします。本契約の終了後も性質上存続すべき全ての規定は存続するものとし、お客様はそれに従って遂行するものとします。

第8条. 政府による使用

許諾資料はAltiumの費用のみによって開発された商用コンピュータソフトウェアです。したがって、合衆国調達規則(FAR)12.212(a)項および合衆国防衛調達規定補足規則第227.7202項に基づいて、米国政府による、または米国政府のたぐいの許諾資料の使用、複製および開示は、本契約に記載される制限の対象となります。製造業者は、12A Rodborough Rd, Frenchs Forest, NSW, AustraliaにあるAltium Limitedです。

第9条. 制限された救済および権利放棄

- 9.1. Altiumソフトウェア製品。侵害の不存在、商品性、特定目的への適合性を含むがこれらに限らない、明示的、黙示的または法定であるかを問わない、いかなる保証もなされることなく、本契約に基づいて許諾されたAltiumソフトウェア製品は「現状有姿」で提供されるものとします。お客様の受領後90日間にAltiumソフトウェア製品がその仕様に適合しなくなった場合のAltiumの唯一の責任およびお客様の排他的救済は、欠陥の修正または交換に限定され、またはAltiumの意見において欠陥品の修正または交換が商業的に実現不可能である場合は、本契約の終了およびAltiumソフトウェア製品の該当項目に関してAltiumに支払われたライセンス料の返金に限定されます。Altiumソフトウェア製品が、前記90日後にその仕様に適合しなくなった場合、Altiumは関連する交換またはお客様に返金する一切の責任を負わないものとします。Altiumは、Altiumソフトウェア製品に含まれる機能がお客様の要求に合致すること、Altiumソフトウェア製品の作動が中断されず、誤作動がないこと、またはAltiumソフトウェア製品における欠陥が修正されることを保証しません。さらに、Altiumは、Altiumソフトウェア製品のお客様の使用もしくはお客様の使用の結果に関し、正確性、精度、信頼性その他の保証もしくは表明を行いません。Altiumソフトウェア製品の一部分がインターネットを通じてお客様が入手するのではなく、Altiumが配信する場合、お客様は、電気通信業者によってお客様に配信される際のすべての損害のリスクを負うものとします。
- 9.2. Altiumファームウェア製品。侵害の不存在、商品性、特定目的への適合性を含むがこれらに限らない、明示的、黙示的または法定であるかを問わない、いかなる保証もなされることなく、発注され、お客様に納入されるAltiumファームウェア製品は、「現状有姿」で提供されるものとします。かかるAltiumファームウェア製品は全数テストを受け、Altiumが出荷前に実施する性能テストに合格したものでなければなりません。したがって、かかるAltiumファームウェア製品は交換や返金の対象とはなりません。但し、発送中に損傷した場合はその限りではありません。Altiumは、Altiumファームウェア製品の機能がお客様の要求に合致すること、Altiumファームウェアの作動が中断されず、誤作動がないこと、またはAltiumファームウェアにおける欠陥が修正されることを保証しません。さらに、Altiumは、Altiumファームウェア製品の使用もしくは使用の結果に関し、正確性、精度、信頼性その他の保証もしくは表明を行いません。Altiumファームウェアの一部がお客様へ発送中に損傷を受けた場合の唯一の救済は、特定の損傷を受けたAltiumファームウェアの交換に限定されます。Altiumファームウェア製品をお客様に引き渡した後は、関連するすべての損害のリスクはお客様が負うものとします。

第10条. 責任の制限

本契約および表明、陳述から生じる契約義務違反、または本契約から生じる過失を含む不法行為または不作為(「不履行事由」と総称します)についてのAltiumの全ての責任は、お客様が直前の12ヶ月間において当該許諾資料の料金としてAltiumに支払った全額と同額の損害額に限るものとします。前項にもかかわらず、たとえAltiumが損害の可能性について知られていなかったか、かかる損害が合理的に見えなかった場合でも、Altiumはデータの損失、喪失利益、のれんの喪失または特別、間接的、懲罰的、または結果的損害賠償(第三者による請求の結果、お客様が負った損失および損害を含みます)の原因となる不履行事由についてお客様に対して責任を負いません。この制限は、法が許す範囲で、本契約に基づく制限的救済の重要目的が達成されない場合にも適用されます。本項は、お客様に対して、その他の法的に享受できない権利または救済を与えないものではありません。本契約において記載がある場合を除き、許諾資料の使用から得られる収益性、その他の結果または利益について、Altiumはお客様またはお客様を代表する者に対して一切の約束、表明、保証または引受を行わないことをお客様は認めるものとします。お客様はご自身の技術と判断のみに基づいて許諾資料を取得するものです。本契約は、1974年オーストラリア取引慣行法のパートVAもしくは類似の州法のような、本契約に記載された責任の制限を禁止し、制限し、修正する、許諾資料が許諾される管轄地の法律に基づいて、Altiumの責任を除外、制限または修正するものではありません。

第11条. 輸出制限

許諾資料が許諾される管轄地によって、本契約は特定の政府による輸出制限もしくは他の制限の対象となる可能性があり、お客様はそれらに関する全ての適用され得る法律を遵守するものとします。お客様は、適切な政府の許可なしに、あらゆる形態による許諾資料、参照画像または書類を輸出または再輸出しないことに同意します。本条項を遵守しない場合は、本契約の重大な違反と見なされ、Altiumがかかる行為をその時点で認識していたか否かに関わらず、本契約の自動解除に至るものとします。

第12条. 第三者受益者

お客様は、許諾資料および関連する書類の一部は第三者よりAltiumに許諾されている可能性があり、当該第三者は本項目の意図的な第三者受益者であることを理解するものとします。

第13条. 譲渡禁止

お客様は、本契約において別段の記載がある場合を除き、本契約または本契約における利益もしくはその一部を、法律の適用、合併契約、資産の売却その他を問わず、Altiumの事前の書面による承諾なく、譲渡または移譲することはできないものとします。

第14条. 準拠法

本契約は、抵触法の原則にかかわらず、米国カリフォルニア州の法律に準拠するものとします。本契約は、当事者の権利または義務の制限もしくは除外が本契約上存在した場合に、関係国、及び関連するEC理事会指令を実施するためのEU加盟国の法律が適用される場合にはその法律において、かかる制限もしくは除外が違法であるとされる場合、それらの権利もしくは義務を制限または除外するものと解釈されないものとします。

第15条. 一般条項

- 15.1. 執行不可能。管轄権を有する裁判所が何らかの理由で本契約の条項またはその一部が不法、禁止、無効または何らかの理由で執行不可能と判断した場合、当該規定は、当事者の意図を有効に反映する最大限許される範囲において差し替えられ、残りの条項は効力を保持するものとします。
- 15.2. 見出し。本契約に別段の記載がない限り、各項目の引用は本契約の各項目への引用とします。見出しは便宜上のために挿入されたものであり、本契約の構成に影響を及ぼさないものとします。
- 15.3. 構成。文脈上異なる解釈を要する場合を除き、単一形を表す言葉は複数の言葉を含み、その逆も同様であり、男性形を表す言葉は女性形も含み、自然人を示す言葉は、法人団体も含みます。
- 15.4. 放棄。いずれかの当事者が本契約の下での権限、権利または特権を行使しないか、またはその行使が遅延した場合でも、その権利を放棄したものと見なされないものとし、その権限、権利または特権の1つもしくは一部の行使は、その他のまたはさらなる権限、権利または特権の行使を妨げないものとします。
- 15.5. 完全なる合意。本契約は、目的事項についてのお客様とAltiumとの間の完全なる合意であり、口頭または書面にかかわらず全ての以前の合意、理解、表明よりも優先して適用されるものとします。本契約への追加または修正は、お客様およびAltiumの権限を持つ要員の署名がなされた書面によらなければ効力を有しないものとします。